

3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定
国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



令和6年度 税制改正大綱 その3

令和5年12月22日に令和6年度の税制改正大綱が閣議決定し、前回、前々回に引き続き一部ご報告します。

法人版事業承継税制における特例承継計画等の提出期限の延長

- 法人版事業税制は、中小企業の先代経営者から、後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合に、一定の要件のもと、その相続税・贈与税を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）する制度です。
- 平成30年1月から令和9年12月までの10年間の措置として、従来の制度を抜本的に拡充した特例措置が講じられています。
- 特例措置の適用にあたっては、後継者の氏名等を記載した**特例承継計画の事前提出**が求められています。
- 令和6年度税制改正では、この「**特例承継計画**」の**提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長**されます。（個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても令和8年3月末まで2年延長します。）
- 注意点として、今回の税制改正により「特例承継計画」の提出期限は2年間延長される見込みですが、実際に承継を行う**実行期限は令和9年12月31日であることに改正はなく**、今後も延長を行わないとされています。

項目	特例事業承継税制（特例措置）	事業承継税制（一般措置）
計画策定	特例事業計画の提出が必須 提出期限：令和8年3月31日まで2年延長	不要
適用期限	令和9年12月31日までの贈与・相続が対象（今後も延長を行わない事が明記された）	なし
対象株式	全株式	株式総数の最大3分の2まで
納税猶予割合	贈与：100％ 相続：100％	贈与：100％ 相続：80％
承継人数	最大3人	1人
雇用確保要件	平均8割の雇用維持要件を満たさない場合も可 （一定書類の提出を条件に柔軟に対応する）	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要

＜自民党の裏金議員へ「確定申告せよ！」＞

政治資金パーティーの収入を「政治資金報告書」に記載せず、関係議員へ環流させた事件が世間や国会を賑わせている。環流させた資金（裏金）の内、政治資金であれば非課税とし、政治活動以外に使った分や未使用分は議員個人の「雑所得」として課税される。国税庁の見解もそうであるが、キックバックされた資金を「政治活動に使用していない」と自民党のアンケートに回答した議員は、本来課されるべき納税義務を免れたことになる。

まじめに納税義務を果たしている国民からすると許されないことです。